資料７

中野区における発達支援の取組み

すこやか福祉センターにて一貫した支援を実施　　児童福祉法から成人期の支援へ

乳幼児期 ※2 申送り 保育園・幼稚園 申送り 小学校 申送り 中学校 高校 18歳以降

※1 発達支援紹介カード

保育園等巡回訪問支援

※3 個別支援計画会議
小学1・4・6年生時

※1 発達支援紹介カード

すこやか福祉センター

◆乳幼児健診

◆経過観察

◆子育て専門相談

◆発達支援

特別支援教育

個別の教育支援計画を反映させた個別指導計画を作成

子ども家庭支援センター

◇発達支援制度の運営・管理

◇区立障害児通所支援施設運営

アポロ園・ゆめなりあ・たんぽぽ・みずいろ（区立）

○療育相談事業

○児童発達支援事業

○放課後等デイサービス事業

○保育園等巡回訪問支援事業

○一時保護事業

［※１　発達支援紹介カード］

発達に課題があると思われる児童がいた場合、紹介カードにより、すこやか福祉センターと連絡を取り児童の状況を確認し、支援を要すると判断された場合は、発達支援対象児童として支援を実施する。

［※２　申送り（就学移行支援）］

支援の必要な児童に対して、成長過程に応じた療育・教育・地域支援を一貫して行うため、就園・就学時など関係する機関が変化する時期に支援内容や経過を関係機関が集まり引継ぎを行う。

［※３　個別支援計画会議］

保育園・幼稚園等から申送りを行った児童について、「小学１年生・４年生・６年生」の時点で、小学校・すこやか福祉センター・学童クラブ等が集まり支援方針の確認や情報共有を実施する。